

第3回 資源としての河川利用の高度化に関する検討会

議事要旨

日 時：平成27年2月12日（木）14:00～16:00

場 所：中央合同庁舎2号館1階 国土交通省第1会議室

出席委員：小幡座長、安登委員、奥田委員、三浦委員

ゲストスピーカー：株式会社日本政策投資銀行南九州支店業務課長 有年和廣
同業務課 原田啓太
三井不動産株式会社日本橋街づくり推進部事業グループ統括 篠生政士

議事要旨

1. 事務局から「河川空間の占用料」について説明の後、ゲストスピーカーから「小水力発電の事業性評価について」、「河川敷地の利用について」日本橋地域の取り組みについて説明。

主な意見は以下のとおり。

① 小水力発電について

- 土木工事が大きな要素を占めており、昨今の建設費高騰の影響が出ている。設備の供給不足もあり工事費が高止まりしている。初期コストが高く、債務償還年数が長くなっていることを前提にすると、もう少しFIT価格が高くてもよいと思われる。
- 金融機関としては完工リスクがあるため、まず短期間のつなぎ資金を建設期間中は出して、後に長期資金へ振り替えるという形を取っている。建設期間中はスポンサーによる完工保証が必須。自然災害のリスクは保険により対応。
- 事業が採算にのる発電量の規模は、500から1,000キロワット程度と思われる。
- 事業採算性の問題から、（事業性の強い場合と）補助金等で地域おこし的に維持する場合との使い分けが必要。
- 発電の用地は、地上権の設定や賃借の事例はなく、買収をする。適地としてどれだけ落差が取れるかという点はあるが、管路を引く部分の用地買収が順調にいくことが必要であり、立地も大事なポイントである。

- 小水力発電の適地はたくさんあると思われ、これからノウハウを積み重ねれば小口のエネルギー提供手段として有望である。

② 河川敷地の利用について

- 河川クルーズを普及させるためには、周辺の船着場ごとの窓口管理を一元化する必要がある。
- 投資を回収するためには、最低5年以上の占用期間がないと見合わない。
- 現状では占用期間が短く、採算的にメリットがないため、何かしらの出店インセンティブがないと広がっていかない。
- 水辺を活性化させるためには、たとえば、店舗前をつないで一体で回遊できるテラスを整備するなど行政の施策も必要である。
- 再開発の機会には、堤防の先端や川際の利用、川側を意識した建物の設計等河川の周辺空間の活用がポイントとなる。

2. 事務局から「今年度の議論と来年度の方角性」について説明。

主な意見は以下のとおり。

- 小水力発電は、地域振興的な観点での発電と、事業的色彩の強い発電では、発電量の規模や資金の仕方の仕方などに違いがあり、初期投資のあり方で線引きされると思われる。
- 小水力発電や河川敷地の利用が新たな財産になる可能性があり、地方にお金が出ていけば、地方創生につながると思われる。
- 小水力発電の推進については、地域における各慣行水利権の現状を踏まえて小水力発電の活用を検討することが重要である。
- 占用期間、権利関係、エリアマネジメント法人の活用等について行政側が整理することにより、さらなる民間投資を呼び込むことができる。
- 水上バスや水上タクシーなど水運の復活が課題であり、交通インフラとしての河川をもう少し前面に出してはどうかと考える。
- 特定の事業体に包括的な占用許可を与えるならば、個々の事業者に対する許可条件等の徹底や、チェック機能を具体的に検討する必要がある。

- 河川は治水のイメージが強いが、資源として積極的に使えるものがあるので、課題をまとめて、解決策を探ることが大事である。
- 河川を街づくりに活用するためには、水がきれいであることが資源としての前提であり、環境的な面でもう一步改善を図ることが大事である。